

常滑市中部地域包括支援センター運営事業業務委託
に係る公募型プロポーザル募集要項



令和3年10月

常滑市中部地域包括支援センター運営事業業務委託
プロポーザル審査委員会

1 公募の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を続けられるように、心身の健康維持や生活安定のために必要な援助を総合的に支援する中核的機関です。

今後は、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進を目指すとともに、高齢化の進行に伴うニーズの多様化等に対応するため、センターが果たす役割はますます重要になってきます。また、「常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」でも、より一層の機能強化を図るため、高齢者人口に見合った適切な人員体制を確保することが位置づけられています。

こうした状況から、より身近な地域できめ細かい支援、地域ネットワークの構築や多職種連携の取り組みを進めるため、現在2カ所のセンターを、令和4年度から3カ所とし、新たに設置するセンターの運營業務委託の受託候補者を公平かつ適正に選定するとともに、事業者からの創意工夫ある提案を期待し、公募型プロポーザルを実施します。

2 募集するセンターの機能、設置数、名称、担当区域等

- ・地域型センター 1カ所

名 称	常滑市中部地域包括支援センター (とこなめ中部高齢者相談支援センター)		
日常生活圏域	中部圏域		
担当区域 (中学校区) 及び現状	常滑地区 (常滑中学校区)	人口	21,786人
		高齢者人口	4,726人
		要支援認定者	232人

※人口、高齢者人口及び要支援認定者数は令和3年8月末現在の数値

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。

なお、次年度以降も契約は単年度ごとに締結するものとします。

ただし、センターの設置及び運営を所掌する常滑市地域包括ケア推進協議会が、その業務の実施において著しく不相当と認めた場合、法令等に定める事項に違反した場合は、契約期間の満了日前に契約を解除する場合があります。

4 提案限度額

1,978万円（税込み） ※人件費及び事務費相当額

5 応募要件

応募者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であり、以下の要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 中部圏域（常滑地区）に、センターを設置できること。

- (2) 常滑市内で居宅介護支援事業等の介護保険サービスについて、3年以上の運営実績があること。
- (3) 高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- (4) 納期限の到来している国税、愛知県税及び常滑市税が未納でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続き開始の決定をうけていないこと。
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項の規定に該当しないものであること。

6 業務内容

受託者が行う業務は以下のとおりとします。詳細については別に定める常滑市中部地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書を参照してください。

- (1) 包括的支援事業
 - ア 総合相談支援業務
 - イ 権利擁護業務
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - エ 認知症施策推進業務
 - オ 介護予防ケアマネジメント業務
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 介護予防・生活支援サービス事業
 - イ 一般介護予防事業
- (3) 指定介護予防支援

7 人員体制

センターには少なくとも次の(1)から(3)までの職種の常勤職員を各1名配置することとします。

- (1) 保健師その他これに準ずる者
保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を含まない）、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者
社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験のある者とする。
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者
主任介護支援専門員に準ずる者として、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識と能力がある者とする。

8 設置場所、設備要件及び工事費の補助

(1) 設置場所

センターの設置場所は、中部圏域（常滑地区）とし、区域の中心地や鉄道の駅、バスの停留所等の近接にするなど、利用者の利便性を配慮した場所とすること。

(2) 設備要件

設備要件は以下のとおりとします。

- ア 利用者に配慮した設備を有し、事務所を2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。
- イ 利用者用の駐車スペースを敷地内または隣接地に確保すること。
- ウ 市民から見える位置にセンター名を表記した看板を設置すること。
- エ 運営に必要な専用の事務室及び相談窓口（対面、電話、FAX、メール等）、事務用品、電子機器等を備えること。なお、事務室内は、個人情報の保護に配慮した配置とすること。
- オ 個人情報等を適切に管理できる鍵付きの保管庫等を備えること。
- カ インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。
- キ 市が導入している地域包括支援システムの通信機器及び端末、プリンタ等を配置できるようにすること。
- ク 電話回線は、センター専用のものですること。
- ケ 訪問等に必要の移動手段（自動車等）について用意すること。また、保険加入は必須とし、安全な運用について全責任を負うこと。

(3) 工事費の補助について

センターの整備に要する費用は、受託候補者の負担としますが、施設、内装、設備等の工事費については、愛知県介護施設等整備事業費補助金を活用して119万円を上限に補助をします。

9 応募手続き

(1) 提出書類

- ア 別紙1「提出書類一覧」のとおりとします。
- イ 原本1部、副本10部（複写可）を提出してください。
- ウ 提出書類は、A4サイズ縦型で綴り込みし、書類番号をインデックスで表示してください。
- エ 提出された書類等は返却しません。
- オ 必要に応じて別途資料を請求する場合があります。

(2) 提出書類の受付

- ア 受付期間 令和3年10月27日（水）から11月19日（金）まで
（土・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）
- イ 提出期限 令和3年11月19日（金）午後5時まで（時間厳守）
- ウ 提出方法 責任者が直接、高齢介護課まで持参してください。（郵送不可）
- エ その他 予め電話予約の上、来庁してください。

(3) 留意点

- ア 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- イ 受付時に、提出書類の不足がないか等のチェックを行いますので、同席をお願いします。なお、受付期間（提出期限）内に提出書類が揃わない場合は、参加資格なしとします。
- ウ 他の応募者の計画内容に係る問い合わせには、一切応じません。
- エ 応募受付締め切り後に応募書類の差替え及び再提出は認めません。

10 質問の受付と回答

(1) 質問票について

- ア 質問がある場合は、質問票（様式第6）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項ごとに箇条書きで記載してください。
- イ 質問票到着後、質問内容に関して確認させていただく場合があります。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和3年10月27日（水）から11月5日（金）まで
- イ 質問方法 質問票に記載の上、メールにより提出してください。
（電話、FAX、口頭等での質問はご遠慮ください。）

(3) 回答方法

- ア 受けた質問に対する回答については、常滑市ホームページに掲載し、個別の回答はいたしません。
- イ 回答する期間 令和3年11月10日（水）から11月19日（金）まで

11 プロポーザルの方法と受託候補者の決定について

受託候補者の選定にあたっては、常滑市中部地域包括支援センター運営事業業務委託プロポーザル審査委員会において、別紙2「審査基準」に基づき、その結果をもとに市長が受託候補者を決定します。

(1) 第一次審査

応募者から提出された書類を審査します。

(2) 第二次審査

- ア 法人の代表者等から施設の運営方針等についてプレゼンテーションを行い、事業に対する考え方を総合的に評価する審査を行います。
- イ 各委員が最も高い点数を付けた応募者をそれぞれの1位とし、1位の数を最も多く獲得した応募者を受託候補者に特定します。
- ウ 前項イにおいて1位の数が同数となった場合は、別紙2「審査基準」の審査項目のうち、「2. 運営方針」及び「3. 組織・職員体制」において1位の数を最も多く獲得した応募者を受託候補者に特定します。
- エ 前項ウにおいて1位の数が同数となった場合は、別紙2「審査基準」の審査項目のうち、「2. 運営方針」において1位の数を最も多く獲得した応募者を受託候補者に特定します。
- オ 前項エにおいて1位の数が同数となった場合は、別紙2「審査基準」の審査項目のうち、「3. 組織・職員体制」において1位の数を最も多く獲得

した応募者を受託候補者に特定します。

カ 前項オにおいて1位の数が同数となった場合は、別紙2「審査基準」の審査項目のうち、「4. 提案価格」において評価が高い（金額が少ない）応募者を受託候補者に特定します。

キ 応募者が1者のみであった場合は、提出書類及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断し、別紙2「審査基準」に記載する合計点数に委員数を乗じてその6割以上を得ている場合には受託候補者に特定します。

(3) 審査結果

審査結果については、応募者全てに通知すると共に、常滑市ホームページに掲載します。なお、審査結果についての電話・文書等による問い合わせには、応じないものとします。

1.2 プロポーザルの留意点

(1) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあります。この場合、応募者はプロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

(2) 本プロポーザルは、令和4年度の当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、常滑市議会において当初予算案が否決された場合は、委託契約を締結しない場合があります。

(3) 審査を経て決定された受託候補者が契約締結までに辞退した場合、応募資格を失うこととなった場合、または虚偽の報告や提案を行ったことが判明した場合は、当該受託候補者を失格とし、次点の応募者を繰り上げて受託候補者とする事ができるものとします。

(4) 本プロポーザルの選定に係る情報（提出書類及び審査内容等）は、常滑市情報公開条例に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、本条例の規定に基づいて取り扱います。

1.3 受託候補者の決定後について

ア 審査結果の通知後、受託候補者と契約締結及び業務開始に向けて、仕様等の協議を開始します。

イ 受託候補者は、常滑市北・中部地域包括支援センターから関連する情報を令和4年3月末までに引継ぎを行ってください。

1.4 スケジュール

内容	期日または期間
募集要項の配布及び公募の開始	令和3年10月27日（水）
応募に係る質問の受付	令和3年10月27日（水）から 令和3年11月5日（金）まで
質問等への回答	令和3年11月10日（水）から 令和3年11月19日（金）まで 常滑市ホームページにて回答

応募書類提出期限	令和3年11月19日（金）午後5時 （ <u>時間厳守</u> ）
第一次審査（書類審査）	令和3年12月上旬
第二次審査（プレゼンテーション）	令和3年12月中旬
審査結果通知及び公表	令和3年12月下旬

15 その他

その他この要項に定めのない事項については、別途、市の指示によるものとします。

16 問い合わせ及び書類提出先

常滑市福祉部高齢介護課 小林・齋藤・臼井
〒479-8610 常滑市新開町4丁目1番地
電 話 0569-47-6133（直通）
E-mail kaigo@city.tokoname.lg.jp

提出書類一覧

No.	項 目	様式	チェック欄
1	常滑市中部地域包括支援センター運営事業業務委託 プロポーザル申込書	様式第 1	
2	常滑市中部地域包括支援センター事業計画	様式第 2	
3	法人の概要	様式第 3	
4	法人の定款 (要原本証明)	任意	
5	履歴事項全部証明書 (法務局発行。応募申込日前 3 か月以内発行のもの。 コピー可。)	任意	
6	法人の決算書類 (損益計算書・貸借対照表・財務目録等：直近 2 年分)	任意	
7	運営している介護保険事業の概要がわかるもの (運営規定等)	任意	
8	納税証明書(国税) 「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その 3 の 3)」(税務署発行。応募申込日前 3 か月以内発行 のもの。コピー可。)	任意	
9	納税証明書(愛知県税)または愛知県税の納税義務が ないことの申出書 「法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方 法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書(未納 の税額のないこと用)」(愛知県の県税事務所発行。応 募申込日前 3 か月以内発行のもの。コピー可。) または「愛知県税の納税義務がないことの申出書」	任意	
10	地域での高齢者福祉の活動実績	任意	
11	常滑市中部地域包括支援センター設置概要	様式第 4	
12	配置職員計画 (予定でも可。新規採用する場合は、新規採用予定と 明記すること。)	様式第 5	
13	配置職員の履歴書及び資格証明書の写し	任意	
14	参考見積書及び内訳書	任意	
15	質問票	様式第 6	

審査基準

審査項目	審査基準	配点
1. 法人理念・実績	①応募動機や運営に関する基本的な考え方が適切かつ具体的に明記されているか。 ②経営が安定しており、継続した運営が可能な受託法人としての資質等を備えているか。 ③市内における介護サービス事業等の提供実績があるか。 ④業務に生かせるような、地域での高齢者福祉の活動実績があるか。	20
2. 運営方針	①地域包括ケアシステムの深化と推進に向けて、担当区域（中部地区）への思い、センターの運営にかける意欲・積極性があるか。 ②センターの基本機能を理解し、地域包括ケアシステムの中核機関として機能を果たせる運営方針となっているか。 ③公正・中立性の確保の必要性を理解し、運営における具体的な取り組みがなされているか。 ④地域の関係者等との連携が果たす役割を理解し、担当区域（中部地区）において、どのように連携を図るのかについて、具体的な考えがあるか。 ⑤介護予防の効果を高める取り組みや地域での介護予防活動の支援について、具体的な考えがあるか。 ⑥センターは、利用者に分かりやすく、利便性を配慮した場所にあるか。また、利用者に配慮した設備を有しているか。	40
3. 組織・職員体制	①配置予定の専門職の経験等、仕様に合った人員配置ができるか。また、専門知識・技術向上に向けた研修が計画されているか。 ②緊急時を含めた24時間の連絡体制が整備されているか。 ③個人情報保護の意義・必要性を理解し、取扱い等についてのガイドラインを策定するなど、適切かつ安全な管理体制となっているか。 ④退職等で職員が欠けた場合、速やかな配置換えや職員採用等が可能な組織体制であるか。	30
4. 提案価格	①提案内容に見合った適正な価格になっているか。	10
合計点数		100